

東神楽町告示第9号

東神楽町農業振興地域整備計画（昭和46年3月31日決定公告）を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面（変更等理由書）を次により縦覧に供します。

東神楽町の住民は当該農業振興地域整備計画の案について意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のあるときは、令和7年3月28日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に東神楽町にこれを申し出ることができます。

令和7年3月13日

東神楽町長 山本



- 1 農用地利用計画の変更（案）の縦覧期間
自 令和7年3月13日（公告年月日）
至 令和7年3月28日（公告の日の翌日から起算して15日目の日）
- 2 農用地利用計画の変更（案）の縦覧場所
上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
東神楽町役場産業振興課
- 3 農業振興地域整備計画に対する意見書
 - (1) 提出先 東神楽町役場産業振興課
上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号 FAX 0166-83-5100
 - (2) 提出方法 郵便、ファックス等
 - (3) 提出期限 縦覧期間満了の日
 - (4) 提出に当たっての注意事項
ア) 意見書は、日本語で記載してください。
イ) 提出者が個人の場合にあつては、住所、氏名及び職業を記載することとし、法人の場合にあつては、法人名、代表社名及び事務所の所在地を記載してください。
 - (5) 処理結果 提出された意見書については、この要旨を当該農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。
- 4 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に対する異議申し出
 - (1) 異議申出先 前3の(1)のとおり
 - (2) 申出方法 次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して提出してください。
ア) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
イ) 異議申出に係る農用地利用計画の変更案
ウ) 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利及びその者の氏名又は名称並びに住所
エ) 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があつたことを知った年月日
オ) 異議申立ての趣旨及び理由
カ) 町の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
キ) 異議申出の年月日
 - (3) 申出期限 縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日目の日
 - (4) 申出に当たっての注意事項
異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書にはその代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。
なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申し出をするときには、その資格を証明する書面を添付するものとします（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条）。